

フランスの社会保障番号制度について

高山憲之

2007年11月

本稿は、2007年9月19日(水)にフランスのCNAVおよびINSEEにて Sylvie Truphémus氏およびGérard Lang氏に対して行ったインタビューの結果をとりまとめたものである。インタビューにあたり財務省主税局課長補佐の小多章裕氏、OECD日本代表部一等書記官の姫野泰啓氏および通訳の奥田七峰子氏にお世話になった。

1. インタビューの主要内容(於 CNAV)

(1) 社会保障番号制度導入の経緯

国民1人ひとりに番号を付番することは、ドイツに占領されていた第2次世界大戦中の1940年に1人の軍人(ロネ・カミーユ氏)によって構想された。ナチに対するレジスタンス用の国民台帳(本来の目的では男性のみが対象。ただ、本来目的をカモフラージュするために女性も対象者に加えた)を作成するためであった。終戦直後にフランスでは一般国民を対象とする社会保障制度(いわゆる一般制度)が創設された。その加入者管理のための番号として社会保障番号が導入され、公的年金だけでなく社会保障医療でも統一的に番号が使用されるようになった。社会保障番号制度の基本的考え方は上述したロネ・カミーユ氏のアイデアを忠実に踏襲したものになっており、そのアイデアは個人を特定するさいに最も確実な手段だと考えられたからである。

上記の社会保障番号は現時点では失業保険には使用されていない(後述参照)。他方、統計調査のさいには利用されている。

(2) 社会保障番号の付番と利用開始時点

フランス生まれのフランス人については、出生届の提出先である地方自治体

(市役所)が出生届受理のさいに社会保障番号を付番する(8日以内)。1人1番号であり、番号は一生、変わらない。付番した地方自治体はその番号を本人とINSEE、CNAV(クナブ)に連絡する。新規に就職すると、事業主が社会保障制度の中央管理・運営機関であるCNAV(クナブ)に、その旨を申告する。その申告に基づいて社会保障番号入りの社会保障カードがCNAVから本人に送られてくる。つまりフランス人にとって社会保障カードの使用開始時点は新規に就職するときである。その後、そのカードを本人が利用しつづける。

外国人は新規就業時に事業主がCNAVに届出し、その届出に基づいてCNAVが社会保障カードを発行する。

(3) 社会保障番号(15桁の数字)の構成

最初の1桁：性別(男性が1、女性が2)

次の4桁：生年月

次の2桁：県番号

次の3桁：地方自治体(コミューン)番号

次の3桁：同一地方自治体内における同年同月生まれの人の届出順番

最後の2桁：行政上の確認キー番号

(4) 社会保障カードの券面情報

社会保障カード番号、氏名、生年月日、出生地名、ICチップ、など。顔写真は入っていない。本人証明用のIDカード番号(後述)も入っていない。ICチップ入りとなったのは1997年頃からである。それ以前は紙媒体だった。

(5) 紙媒体の時代からの変遷

紙媒体の時代にはコンピュータ上のデータベースが使えなかったため、エラーが少なくなかったし、エラーの修正にも時間がかかった。ただ、国民基本台帳番号はINSEEが管理・保管しており、その情報との照合が可能であった。INSEEがはたしていた機能の一部はその後、順次CNAVに移譲された。CNAVは、INSEEの保管する国民基本台帳番号のコピーを有することができる唯一の例外的組織である。ちなみに国民基本台帳には両親の氏名が記載されており、

台帳から本人の社会保障番号を追跡することが可能となっている。なおテロの危機にさいしては CNAV のデータベースもセキュリティ保護の対象となっている。

(6) 本人証明用 I D カード (身分証明書)

本人証明用の I D カードが社会保障カードとは別に存在し、それは警察署が発行する。顔写真つき。氏名、生年月日、国籍、出生地名、現住所、性別、発行機関名、発行年月日、本人の署名、等が券面に記載されている。ただし、社会保障番号はコンフィデンシャルとなっているので、この I D カードには記載されていない。I D カードの有効期間は 1 0 年である。

(7) 給与額

事業主は従業員への給与支払額 (年額) を毎年、CNAV と社会保険料徴収機関 (URCSAF) に申告する。CNAV はその情報を税務当局に伝達する。従業員 1 人ひとりの所得税申告書には事前に給与額が記入されており、本人はそれを使って税金を納付する。給与額は毎月渡される給与明細書でも確認できる。また、パスワードを利用すればインターネット (CNAV のデータベース) でも過去の給与額すべてを閲覧することができる。

(8) 給与明細書の 4 0 年間保存義務

クレームは給与の記入漏れに関するものが多いものの、ほとんどインターネットを通して解決されている。フランスには給与明細書を 4 0 年間、従業員が保管する義務がある。給与明細書が渡された直後に会社のコピー機を使って、そのコピーをとることが慣行となっている。

(9) 加入記録等の送付開始

2 0 0 7 年から公的年金の加入記録を 5 0 歳以上の人に送りはじめた (当初は 5 0 歳以上の者だけであるが、いずれ加入者全員に送付する予定である) 。加入記録は 5 年に 1 回の割合で送付する。さらに 5 8 歳以上の人には 6 0 歳時、6 5 歳時、7 0 歳時の給付資産推計額をあわせて送付し、何歳から年金を受給

しはじめたらよいかについての判断材料を提供する。送付先となる現住所情報は、毎年、事業主から CNAV に提供されるもの(給与額等)の中に入っており、それは CNAV のデータベースに記録されている。

(1 0) 補足年金制度における社会保障番号の利用

フランスの職域年金である補足年金の管理運営においても社会保障番号が利用されている。事業主からの番号問い合わせが CNAV にあれば、それに回答している。

(1 1) 税金と社会保険料の徴収機関

税金は年に 1 回納付する一方、社会保険料は毎月ベースで納付している。徴収機関は現在、別々になっている。徴収機関一元化をめぐる大激論が進行中であるものの、雇用整理(解雇)をどちらの機関でやるかという難問があり、徴収一元化は容易ではない。

(1 2) 公的年金制度の濫用

事業主は一般に 5 9 歳の人をリストラしたがっている。本人の同意をとりつけた上で、CNAV に年金加入記録を問い合わせ、4 5 年加入が確認できたケースでは 5 9 歳時点で年金退職(プレ年金)を選択させるのが通例となっている。これは解雇ではなく、6 0 歳前の年金受給である。ちなみにフランスの最低賃金は年 1 万 2 0 0 0 ユーロ(手取り)である一方、補足年金込みの年金額は男女平均で年間 1 万ユーロ(公的年金が約 6 0 0 0 ユーロ、補足年金が約 4 0 0 0 ユーロ)である。

さらに妻をはじめとする親族を雇ったことにして、ペーパー会社をでっちあげ、年金給付を手に行っている例もある。

(1 3) DMP (個人情報電子カルテ)

病院情報、医療情報が詳細に入っている 1 人 1 枚のカード。現在、一部で試行中。病院関係者の ID カードを併用しないと情報が読みとれない。また DM

Pを読みとった病院関係者のIDがDMPに記録として残される。

(14) 雇用保険は別体系

終戦直後は人手不足が深刻であり、雇用保険制度を同時に制定する必要性は乏しかった。その後、失業保険は労使協定で制度が設立され、労使共同管理の下、今日にいたっている。国の管理とはなっていない。ただ、雇用保険も制度管理上、近い将来に社会保障番号とのヒモつけを予定している。

2. インタビューの主要内容 (於 INSEE: 上記と重複する分は除く)

(1) 性別が先頭番号

フランスの社会保障番号は性別をトップにもってきていることに特徴がある。なぜ男性が1で、女性が2かについては、その後に議論になったが、女性を0とするオプションは今もって採用されていない。番号は一生不変である。このとき性転換をした者にとっては社会保障番号は悩みの種となる。番号変更には憲法裁判所判事の許可が必要である。

(2) 覚えやすい番号

社会保障番号は本人が覚えやすく、しかも忘れない情報のみで構成されている。実践的実用的性格が強く、しかも本人確認する上で一番確かな形(1人1番号)となっている。最後の2桁は、セキュリティ管理上必要なキー番号であり、第3者が推測不可能な数字を割り当てている。

(3) 不幸な歴史エピソード

社会保障番号には不幸な歴史が1つあり、それはアルジェリア戦争で徴兵用に利用されたことである。アルジェリアでは先頭番号の3と4はユダヤ人を、5と6はイスラム系住民を表していた。双方でケンカが起きることを未然に避けるため、別のキャンプに入れる必要があったからである。

(4) コンピュータ化初期のスキャンダルと社会保障番号の使用規制

社会保障番号は当初、紙媒体で管理されていたが、ポンピドー大統領時代の1973年にコンピュータ化に取り組みはじめた。その計画はイニシャルにちなんで「サファリ計画」と呼ばれた。この「サファリ」という用語が人のハンティングを連想させ、一大スキャンダルとなってしまった。個人の自由と権利を侵害するという批判を浴びたからである。そうした中で、1978年に「情報と自由に関する委員会」(CNIL:クニル)が設置され、当該委員会の下で社会保障番号の使用を規制することになった。全省庁を横断して普遍的に利用しないということが基本方針となり、とくに軍や警察そして司法の分野での使用は禁止されている。また学生協会や文部省でも使用禁止となっている。これは、行政が個人を固有の1番号で管理していることを子供に知らせてはならない、という理由からである。さらに選挙のさいの有権者リストを作成するときにも社会保障番号は使わないことになった。

(5) 税務当局におけるヒモつけ

税金の分野で社会保障番号を使用するかどうかについては賛否両論があった。納税者番号(ただし、本人には覚えられないような番号)が別にあったが、結局、社会保障番号にヒモをつけることが税金の分野では認められている。税務当局は個人の社会保障番号をINSEEで照合する権利を有しており、照合1件につき5サンチームの料金を支払っている。この料金支払いはINSEEとの間で潤滑油の役割をはたしている。

(6) 本人確認手段の多様化

建前上、各省庁が社会保障番号を利用するためにはCNILにその使用を申請し、堂々と青信号をもらいなさい、ということになっている。しかし、今日、本人確認の手段は多様化しており、社会保障番号を使用しなくても本人認証が可能になっている。近年、CNILの重要性は低下しているといつてよい。

(7) フランス人の政府に対する警戒心

フランス人は政府への警戒心がきわめて強い。ナチ占領下のビシー政権はナ

チに協力し、フランス在住のユダヤ人を守らなかった。有事のさい、国が個人の権利を守ってくれるとは思っていないのである。このエピソードはデンマーク国王がナチに対してとった態度（デンマーク国王はナチのユダヤ人狩りに対して自ら黄色い星（ダビデの星）の紋章をつけて抵抗したという）と常に比較して語られている。

（ 8 ） 個人の権利と利便性の相克

個人の権利を守ろうとすれば、便利さの一部は犠牲にせざるを得ない。便利さがすべてではないのである。エラーが部分的に残り、不完全のままの情報の方が却って個人の権利を守るのによいのかもしれない。